

# RoHS/ELV指令 電子報告書の御案内

株式会社産業分析センター

## 1.導入の背景

- ① 欧米を初め、諸外国より紙による報告書を受け取らない動き
- ② ペーパーレス化の要求
- ③ 改ざんされない仕組みである事の要求

## 2.電子報告書導入のメリット

### ① ペーパーレス化による保管場所の削減

ファイリング、インデックス付け等の作業及び保管場所が削減されます。

### ② 原本納品までの納期短縮

電子メールでの納品につき、発送から取引先様へ到着までのタイムロスが無くなります。

### ③ 改ざん防止

電子署名を付することにより、改ざんが出来なくなります。  
万が一、データを改ざんされても、変更された内容が記録される為、原本であるか否か判別が可能です。

### 3.電子報告書とは

- ① 報告書をPDF形式にて電子メールで納品
- ② 報告書のPDFファイルに『電子署名※1』及び『タイムスタンプ※2』を付する事で、当社が発行した報告書であり、且つ改ざんされていない事を証明

---

一般社団法人日本EDD認証推進協議会(JEDAC)が提供する  
電子報告書発行サービス(e-計量)を導入

## ※1 電子署名

当社の電子署名は、経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)の発行する「JCAN証明書★」により証明されております。  
(<http://jcan.jipdec.or.jp/jcan/index.html>)

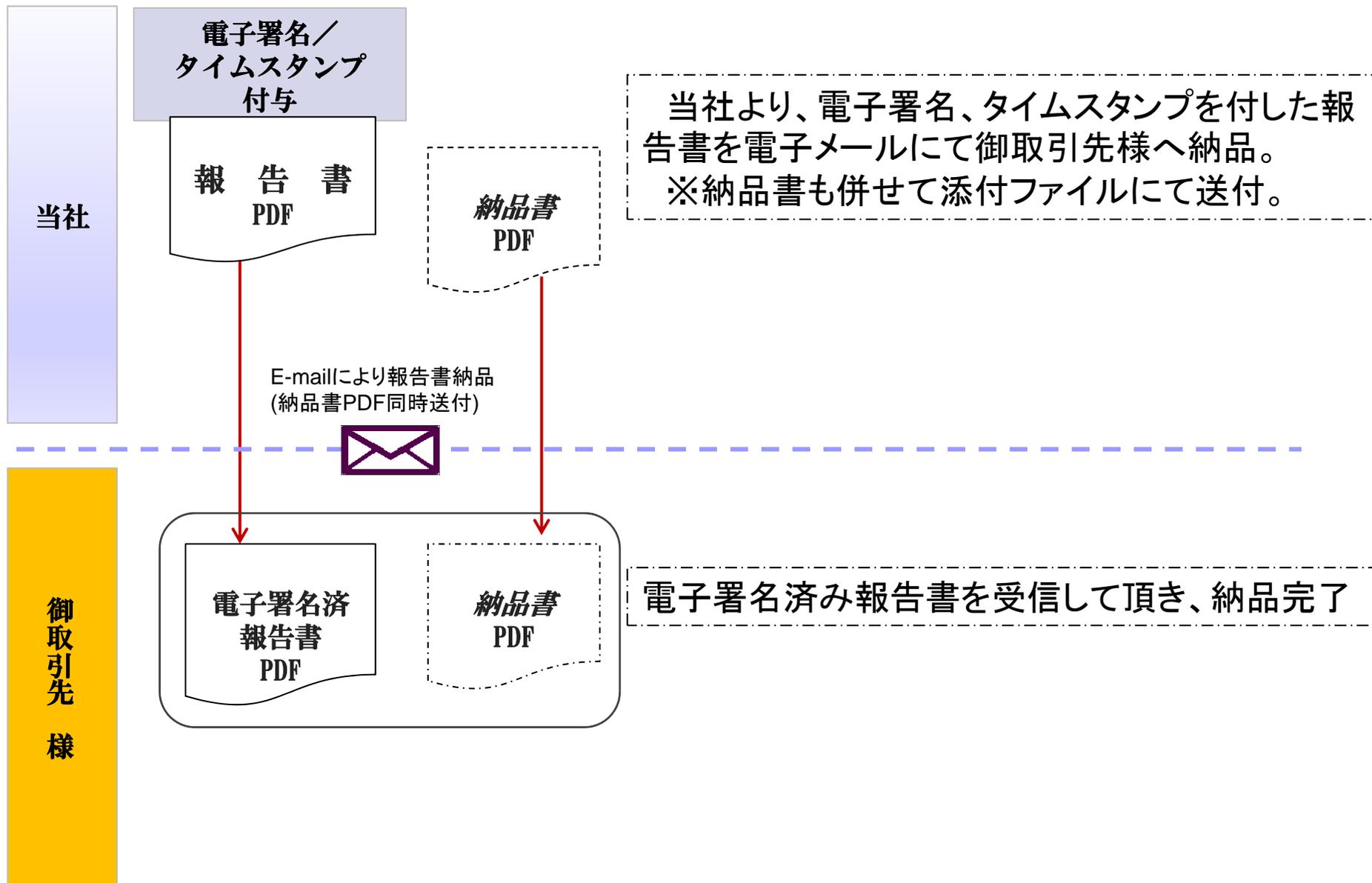
### ★JCAN証明書

- ① 電子署名法(「電子署名及び認証業務に関する法律」)の特定認証業務の基準を満たす証明書
- ② 世界標準の認証局の認定を取得
- ③ 導入事例  
;電子契約として「シャチハタ(株)、(株)日本BPO、新日鉄住金ソリューションズ(株)等」

## ※2 タイムスタンプ

- ① SEIKOタイムスタンプを付することで電子文書の作成日時を証明。
- ② 総務省により策定・公表された「タイムビジネスに係わる指針」を受け、タイムスタンプの認定業務を行っている一般財団法人日本データ通信協会が認定する時刻。

## 4. 御納品までの流れ



# 5. RoHS報告書見本

## ①和文

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1 : IAS-Takanori.Yoshida

Test Report Summary:

試験項目	単位	試験結果	定量化値	試験方法
Pb	ppm	N.D	2.0	IEC62321-5 (2013) 準拠 ICP-AES
Cd	ppm	N.D	5.0	IEC62321-5 (2013) 準拠 ICP-AES
以下空白				

**電子署名**

IAS:(株)産業分析センター  
Takanori Yoshida  
:報告書発行責任者

---

透かし

電子報告書発行サービスを提供している「日本EDD認証推進協議会 ※3」のロゴ

---

2ページ目以降には、ヘッダー及びフッター部にJEDACマークが付されます。

**署名のプロパティ**

署名は有効で、IAS-Takanori.Yoshida <yoshida@sangyobunseki.co.jp> によって署名されています。

署名時刻: 2016/07/27 15:54:54 +09'00' ←タイムスタンプ (電子署名が付された日時)

正当性の概要

文書は、この署名が適用された後、変更されていません。 ←改ざんがされていない証明

証明者は、この文書についてフォームフィールドの入力、署名、および注釈の作成を許可することを指定しています。その他の変更は許可されていません。

署名者のIDは有効です。

埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。タイムスタンプ時刻: 2016/07/27 16:01:57 +09'00'

署名は保証された(タイムスタンプ)時刻に検証されました: 2016/07/27 16:01:57 +09'00'

署名者情報

パスの検証は正常に終了しました。

直接信頼している証明書について失効確認は実行されません。

署名者の証明書を表示(S)...

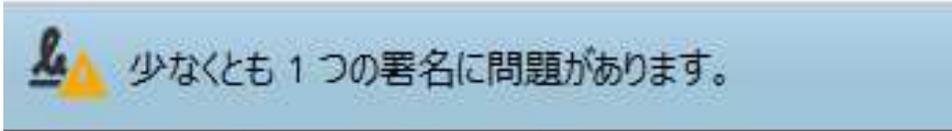
署名を検証(V) 閉じる(C)

**<重要>**  
 電子報告書受領後、『署名のプロパティ』から『署名を検証』の処理をお願い致します。  
 ※別資料、「電子署名の検証方法」を御参照下さい。



## 6.電子署名の検証方法(概要)

当社発行の電子報告書を初めて閲覧するAcrobat等のソフトウェア(以下ソフトウェアと称す)につきまして、ページ左上に下記のような「少なくとも1つの署名に問題があります。」と表示される場合がございます。



少なくとも1つの署名に問題があります。

理由と致しましては、PDFファイルを閲覧するためのソフトウェアが、当社の電子証明書を検証できていないためです。

検証方法の詳細につきましては、別資料「電子署名の検証方法」を御参照下さい。

## 7.その他

- ① 電子報告書は、電子ファイルが原本となります。  
電子ファイルの複製、紙媒体への印刷は御客様が自由に行うことが出来ます。
- ② 当社保管の発行済み電子報告書の保管期限は5年となります。
- ③ E-mail送付時は、報告書ファイルと開封パスワードの2種類のメールをお送り致します。
- ④ 電子報告書は、御依頼者1名のみにも納品致します。  
複数の方が電子報告書を御希望の場合は、電子署名前のPDFファイルをお送り致します。
- ⑤ 都度御請求の御取引先様へは、報告書に加え、御請求書も電子ファイルにて送付させていただきます。
- ⑥ 報告書受領後に変更、修正等が生じた際は、以下の2パターンでの報告書発行が可能です。
  - a. 変更修正前の電子報告書を削除して頂き、同じ報告書番号にて再発行。  
(但し、ファイル名称の末尾にRが付きます。)
  - b. 元の電子報告書は残し、備考欄に【元の報告書の引用】である旨を記載した別番号での報告書を発行。

電子報告書につきまして御不明な点等がございましたら、下記問合せ先までお気軽に御問合せ下さい。

<御問合せ先>

株式会社産業分析センター

営業部 湊、各担当営業

TEL 048-924-7151 FAX 048-928-3587